

免許証記載事項変更届（法第9条）

1 内容

免許証の記載事項（薬局開設者の住所、氏名又は店舗名称）に変更が生じたときは、免許証を書き換える必要がありますので、15日以内に届け出なければなりません。

2 提出書類、部数

- ・免許証記載事項変更届 2部
- ・麻薬小売業者免許証 原本

各部数は控えを含まない部数です。控えは別にご用意ください。

3 手数料

なし

4 申請時期

届出の事由が生じた日から 15日以内

5 提出先

各保健福祉事務所 企画経営課

6 その他

薬局の移転、開設者の変更等の場合には、業務を廃止し、新たに免許を取得する必要があります。

薬局所在地が、区画整理等に伴い地番変更する場合については、記載事項変更届を届け出る必要はありません。